

新たな動態統計調査の対象範囲に係る委員意見の概要

産業分類		調査対象の是非	意見の概要
大分類	中分類		
G 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	×	<p>2.5次産業的な性質を有し、他のサービス産業と性質を異にするものであることから、調査対象外とすべき。業務統計もあることから、新たな調査は不要。調査対象とはしなくとも、第三次産業全体の動向把握を新たな動態統計の目的とするのであれば、手間がかかっても概念調整を行い、統計の範囲に含めるべき。</p> <p>第一次産業及び第二次産業を除く雑多な産業の集まりである第三次産業全体の動向を同列に表章することは無意味であり、概念調整など多大な苦勞をしてまで表章する必要性については疑問。</p> <p>新たな動態統計では、既存の統計で明らかでない業種の動向を正確に把握することが求められるものであり、第三次産業全体の動向を明らかにすることまで目的に据えるのは精度的にも困難。</p>
	34 ガス業		
	35 熱供給業		
	36 水道業		
H 情報通信業	37 通信業		<p>「映像・音声・文字情報制作業」については、「4151 ニュース供給業」を除き、情報が不足（代替指標で推計）。</p> <p>既存の統計調査（通信産業動態調査及び特定サービス産業動態統計調査）により全体を把握する場合、情報通信業の動向を正確に把握する観点からは、把握業種に漏れ及び重複がないこと、また、母集団情報や把握単位などが共通であることが必須。それらの条件を満たせなければ、「情報通信業」全体について、新たに調査すべき。</p> <p>「インターネット附随サービス業」及び「映像・音声・文字情報制作業」について、特定サービス産業動態統計調査の調査対象業種に追加することも検討。ただし、現在使用している母集団情報（業界団体名簿）を変更しなければ、同調査では正確な実態把握は困難。</p> <p>「インターネット附随サービス業」を始めとする「情報通信業」については、セキュリティーの問題などで、特にその活動実態を捉えることが難しく、母集団の捕捉面で懸念あり。</p> <p>（参考） 「通信産業動態調査」と「特定サービス産業動態統計調査」について</p> <p>1 調査対象範囲 「通信産業動態調査」は、「37 通信業」及び「38 放送業」の一部業種を対象に実施（「372 固定電気通信業」、「373 移動電気通信業」、「382 民間放送業（有線放送業を除く）」及び「3831 有線テレビジョン放送業」のうちケーブルテレビ業のみを対象）。また、「特定サービス産業動態統計調査」は、現時点で、「39 情報サービス業」のみを対象に実施。</p> <p>2 母集団情報 「通信産業動態調査」は電気通信事業法など許認可に基づく名簿を利用。一方、「特定サービス産業動態統計調査」は業界団体の会員名簿等を利用（同調査では、他の調査対象業種についても、業界団体の会員名簿や民間情報誌等を利用）。</p> <p>3 調査単位 両調査ともに、企業ベースで調査。</p>
	38 放送業		
	39 情報サービス業		
	40 インターネット附随サービス業		
	41 映像・音声・文字情報制作業		

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。

産業分類		調査対象 の是非	意見の概要
大分類	中分類		
I 運輸業	42 鉄道業		<p>物流の観点からの統計はあるが、企業活動の観点からの統計はないことから、調査すべき。 「47 倉庫業」及び「48 運輸に附帯するサービス業」については、情報が不足（代替指標で推計）。 ネットワーク型の旅客又は物流輸送サービス業では、切符購入とサービス提供の場所が異なり、企業単位で把握した売上を地域にどのように配分し、地域別表章を行うか問題あり。 売上の地域への配分方法としては、例えば、鉄道業については輸送距離による按分、また、航空運輸業については発着の場所や貨物と旅客のフロー量による按分の方法あり。 地域への配分方法については、付加価値と密接な雇用動向の把握に着目し、売上を地域別従業者数で按分することも可。 「運輸業」は、地域経済の活動状況とかなり関係があることから、可能な限り、中分類レベルで地域別表章を行うことが望ましい。</p> <p>(参考) 国土交通省所管の「運輸業」関連の既存統計について 国土交通省所管の「運輸業」関連の月次ベースの各統計調査では、輸送量などは捉えているが、売上高については「鉄道輸送統計調査」を除き未把握。なお、国土交通省では、「鉄道輸送統計調査」についても、今後、売上高の把握を中止することの可能性も含め現在検討中。 また、売上高を把握している業務記録はすべて年次ベースのものであり、当該データについては既に統計化済み。</p>
	43 道路旅客運送業		
	44 道路貨物運送業		
	45 水運業		
	46 航空運輸業		
	47 倉庫業		
48 運輸に附帯するサービス業			
J 卸売・小売業		×	<p>「代理商・仲立業」(全国で約400事業所)を除き、商業動態統計調査でカバーされていることから、調査対象外とすべき。 商業動態統計調査で対象外とされている「代理商・仲立業」の取扱いについては、同調査の中で整理すべき。</p>

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。

産業分類		調査対象 の是非	意見の概要
大分類	中分類		
K 金融・保険業	61 銀行業	×	他のサービス産業と異なる性質を有する産業であることから、調査対象外とすべき。 「金融・保険業」については、売上等の概念整理が難しく、また、法人企業統計調査で新たに調査対象業種に含める予定と していることから、調査対象外としても支障なし。
	62 協同組織金融業		
	63 郵便貯金取扱 機関、政府関 係金融機関		
	64 貸金業、投資 業等非預金信 用機関		
	65 証券業、商品 先物取引業		
	66 補助的金融 業、金融附帯 業		
	67 保険業(保険 媒介代理業、 保険サービス 業を含む)		
L 不動産業	68 不動産取引業		情報が不足(代替指標で推計) 既存の統計が不足している分野であることから、調査すべき。 「692 貸家業、貸間業」について、個人が行う貸家業・貸間業は、地域によって把握の程度に差が生じているなど母集団が十 分に整理されておらず、結果精度上の問題も懸念されることから、企業が業として行っている部分のみを調査すべき。 帰属家賃の把握は不要。
	69 不動産賃貸 業・管理業		

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。

産業分類		調査対象 の是非	意見の概要
大分類	中分類		
M 飲食店, 宿泊業	70 一般飲食店		<p>情報が不足（業界資料又は代替指標で推計） 既存の統計が不足している分野であることから、調査すべき。 「宿泊業」については、内閣府経済社会統計整備推進委員会の提言の中で、観光統計の整備の必要性について指摘されていることから調査することが必要。 飲食店と宿泊業については密接に関連しており、国際比較の観点からも、両業種については切り離さず、体系的に同一調査において把握すべき。</p> <p>（参考）国土交通省が予定する「宿泊業」関連の統計調査について 国土交通省では、平成 19 年 1 月から月次単位で、「宿泊業」に係る統計調査を実施予定であるが、同調査では、宿泊施設に対して宿泊客数等の事項を調査するとともに、宿泊客に対してアンケート調査を実施することとしており、収入等については把握する予定はない。</p>
	71 遊興飲食店		
	72 宿泊業		
N 医療, 福祉	73 医療業		<p>「医療, 福祉」の分野においては、保険適用分に係る需要側からのデータは十分あると考えられるが、保険適用外の部分に係るデータが不足していれば調査すべき。 事業者における収入等の経理事項については、一部の年次・周期調査で把握されているのみであり、最近、特に、医療については、経営の視点が非常に重要視されていることから調査すべき。</p> <p>（参考） 「医療, 福祉」分野に係る既存統計について 「医療, 福祉」分野に係る既存の月次単位による統計データとしては、保険医療機関・保険薬局、介護サービス事業所としてそれぞれ指定を受けている事業所（以下、これらを「保険医療機関等」という。）が行う保険適用の診療行為や介護サービス等に係る収入をレセプトを基に把握・集計しているデータがある。 しかしながら、保険医療機関等でも保険適用外の診療行為等に係る収入、保険医療機関等として指定を受けていない事業所が行う診療行為等に係る収入、さらに、保険とは無関係の業種（療術業、保育所など）に係る収入についても未把握。 厚生労働省では、上記の未把握部分のデータについて、現時点において、今後、月次又は四半期ベースで把握する統計調査等を実施する予定はない。</p>
	74 保健衛生		
	75 社会保険・社会福祉・介護事業		
O 教育, 学習支援業	76 学校教育		<p>会計の実状などにかんがみ、月次単位でデータを把握する意味は希薄であり、年次単位で把握すべき。 学校教育法の対象となっているものについては、年次データは既存の統計調査で充足。</p>
	77 その他の教育、学習支援業		<p>「771 社会教育」を除き、情報が不足（代替指標で推計） 「学習塾」や「教養・技能教授業」のうち、個人が営んでいる部分については、母集団が十分に整理されていないことから、法人が業として行っているものに調査対象を限定すべき。 法人に係る調査結果をもって当該業種全体の結果として代表性を持たせることについては疑問であり、個人経営の部分のウェイトが高まっている中、調査対象を法人に限定してしまうことは問題であることから、個人企業を含め、税申告を行っているものは調査すべき。</p>

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。

産業分類		調査対象 の是非	意見の概要
大分類	中分類		
P 複合サービス業	78 郵便局(別掲を除く)		
	79 協同組合(他に分類されないもの)		
Q サービス業 (他に分類されないもの)	80 専門サービス業 (他に分類されないもの)		「804 獣医業」, 「8091 興信所」, 特定サービス産業動態統計調査の調査対象業種である「8099 他に分類されない専門サービス業」のうちのエンジニアリング業を除き、情報が不足(代替指標で推計)
	81 学術・開発研究機関		情報が不足(代替指標で推計)
	82 洗濯・理容・美容・浴場業		
	83 その他の生活関連サービス業		「831 旅行業」を除き、情報が不足(代替指標で推計)
	84 娯楽業		特定サービス産業動態統計調査の調査対象業種である「841 映画館」, 「842 興行場(別掲を除く)」, 興業団」, 「8443 ゴルフ場」, 「8444 ゴルフ練習場」, 「8445 ボウリング場」, 「8452 遊園地」, 「8453 テーマパーク」及び「8464 パチンコホール」を除き、情報が不足(代替指標で推計)

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。

産業分類		調査対象 の是非	意見の概要
大分類	中分類		
Q サービス業 (他に分類されないもの)	85 廃棄物処理業		情報が不足(代替指標で推計)
	86 自動車整備業		
	87 機械等修理業 (別掲を除く)		
	88 物品賃貸業		
	89 広告業		
	90 その他の事業 サービス業		情報が不足(代替指標で推計) 「9095 労働者派遣業」については、規模的にも大きくなってきている業種であることから、調査すべき。
	91 政治・経済・ 文化団体		
	92 宗教	×	調査対象外とすべき。

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。

産業分類		調査対象 の是非	意見の概要
大分類	中分類		
Q サービス業(他に分類されないもの)	93 その他のサービス業		
	94 外国公務	×	調査対象外とすべき。
R 公務(他に分類されないもの)		×	調査対象外とすべき。

注) 表中、Q E 推計の観点から十分な情報が得られない旨の指摘部分及びその該当産業を太字で示す。